

市第52号議案

令和2年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度横浜市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,241,768 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,353,033,934 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和2年9月3日提出

横浜市長 林 文子

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策事業費等を補正したいので提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 分担金及び 負担金		27,405,572 ^{千円}	165,000 ^{千円}	27,570,572 ^{千円}
	1 負担金	27,405,572	165,000	27,570,572
18 国庫支出金		758,846,040	13,807,113	772,653,153
	1 国庫負担金	289,184,165	5,694,552	294,878,717
	2 国庫補助金	468,451,671	8,102,561	476,554,232
	3 国庫委託金	1,210,204	10,000	1,220,204
19 県支出金		91,411,117	4,555,798	95,966,915
	2 県補助金	18,342,801	4,555,798	22,898,599
21 寄附金		1,079,821	80,000	1,159,821
	1 寄附金	1,079,821	80,000	1,159,821
22 繰入金		34,017,635	△ 10,120	34,007,515
	1 資産活用推進 基金繰入金	2,109,221	△ 10,120	2,099,101
24 諸収入		238,326,433	△ 5,023	238,321,410
	5 雑収入	15,097,511	△ 5,023	15,092,488
25 市債		126,661,000	2,649,000	129,310,000
	1 市債	126,661,000	2,649,000	129,310,000
歳入合計		2,331,792,166	21,241,768	2,353,033,934

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		84,796,657 ^{千円}	180,651 ^{千円}	84,977,308 ^{千円}
	1 政策費	22,700,375	△ 40,342	22,660,033
	2 国際費	1,665,601	27,000	1,692,601
	3 総務費	41,279,034	△ 779,143	40,499,891
	4 財政費	2,644,719	973,136	3,617,855
3 市民費		430,535,275	195,816	430,731,091
	1 市民行政費	401,724,509	110,805	401,835,314
	2 地域行政費	28,810,766	85,011	28,895,777
4 文化観光費		15,337,901	377,000	15,714,901
	1 文化観光費	15,337,901	377,000	15,714,901
5 経済費		219,979,972	4,467,266	224,447,238
	1 経済費	219,979,972	4,467,266	224,447,238
6 こども青少年費		318,947,130	821,100	319,768,230
	1 青少年費	22,417,209	1,100	22,418,309
	2 子育て支援費	190,002,348	792,000	190,794,348
	3 こども福祉保健費	106,527,573	28,000	106,555,573
7 健康福祉費		348,939,912	6,599,543	355,539,455
	1 社会福祉費	44,755,113	10,000	44,765,113
	2 障害者福祉費	118,230,483	44,000	118,274,483
	3 老人福祉費	13,334,151	△ 54,765	13,279,386
	4 生活援護費	129,998,659	3,560,162	133,558,821
	6 公衆衛生費	29,473,151	2,808,813	32,281,964

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 医療政策費	3,754,918 ^{千円}	231,333 ^{千円}	3,986,251 ^{千円}
8 環境創造費		36,481,268	21,698	36,502,966
	2 総合企画費	1,312,232	18,108	1,330,340
	3 環境保全費	464,370	△ 7,410	456,960
	4 環境活動推進費	1,009,033	△ 32,000	977,033
	5 環境施設費	9,236,397	43,000	9,279,397
9 資源循環費		42,393,265	△ 32,153	42,361,112
	1 資源循環管理費	23,333,925	△ 20,000	23,313,925
	2 適正処理費	18,637,756	△ 12,153	18,625,603
10 建築費		24,994,290	△ 680,000	24,314,290
	2 住宅費	12,517,666	△ 680,000	11,837,666
11 都市整備費		19,194,927	△ 140,000	19,054,927
	1 都市整備費	19,194,927	△ 140,000	19,054,927
12 道路費		82,793,943	3,746,761	86,540,704
	1 道路維持管理費	24,608,617	57,665	24,666,282
	2 道路整備費	54,337,663	3,689,096	58,026,759
13 港湾費		18,634,944	2,046,901	20,681,845
	1 港湾管理費	14,282,644	2,090,901	16,373,545
	2 港湾整備費	4,352,300	△ 44,000	4,308,300
14 消防費		39,758,128	80,000	39,838,128
	1 消防費	39,758,128	80,000	39,838,128
15 教育費		272,696,831	3,391,481	276,088,312
	1 教育総務費	188,988,869	2,613,355	191,602,224

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小学校費	18,979,678 ^{千円}	402,000 ^{千円}	19,381,678 ^{千円}
	3 中学校費	8,662,627	195,500	8,858,127
	4 高等学校費	926,232	4,000	930,232
	5 特別支援学校費	1,536,474	9,000	1,545,474
	6 生涯学習費	2,995,921	45,947	3,041,868
	7 学校保健体育費	21,058,253	121,679	21,179,932
17 諸支出金		183,020,638	165,704	183,186,342
	1 特別会計繰出金	183,020,638	165,704	183,186,342
歳出合計		2,331,792,166	21,241,768	2,353,033,934

第2表 債務負担行為補正

本年度に債務負担行為をしたものの変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和2年4月から令和23年3月まで	借入限度額 43,162,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和23年3月までの間に償還	令和2年4月から令和23年3月まで	借入限度額 46,662,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和23年3月までの間に償還

第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両管理費	千円 343,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 275,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
市営住宅整備費	1,548,000				1,117,000			
道路特別整備費	5,009,000				5,927,000			
街路整備費	10,119,000				10,749,000			
港湾施設等維持費	3,150,000				4,750,000			
計	126,661,000				129,310,000			